

桃の木学童クラブ保護者会 会則

(名称、事務所)

第1条 本会は、桃の木学童クラブ保護者会と称し、桃の木学童クラブに在籍している児童の保護者(以下「保護者」という)及び桃の木学童クラブ支援員(以下「支援員」という)をもって組織し、事務所は桃の木学童クラブにおく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、桃の木学童クラブに在籍する子供たちが地域の中で心身ともに健康で澁刺と成長できるよう、桃の木学童クラブの安定運営のために協力することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、目的達成の為次の活動を行う。

- ① 桃の木学童クラブ安定運営のための諸活動
- ② 支援員との共催行事（平和学習、施設見学、遠足、お楽しみ会等）

(役員)

第4条 本会に、次の役員及び専任委員を置く。

【役員】会長 1名、副会長 2名、会計 1名、書記 2名

【専任委員】平和学習委員 4名、施設見学委員 4名、遠足委員 4名、お楽しみ会委員 4名、その他補助委員 8名

2 第1項に定める役員及び専任委員は、会員の互選により以下のように選出する。

【役員】1年生～3年生の保護者で各学年2名ずつ

【専任委員】委員ごとに1年生～4年生の保護者で割り当てる。

3 役員会は会長が招集し、本会の活動について必要事項を決議する。

4 専任委員会は、支援員が必要に応じて召集し、行事開催に必要な活動を行う。

5 役員、専任委員の任期は翌年の定期総会までむこう 1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員、委員の職務)

第5条 会長は、会を代表し会務を総括する。桃の木学童クラブ運営委員を兼任し、桃の木学童クラブの運営に携わる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠席するときにその職務を代行する。また、桃の木学童クラブ運営委員を兼任し、桃の木学童クラブの運営に携わる。

3 会計は、本会会費を管理する。

4 書記は、役員会及び父母総会等の議事録作成及び管理をする。

5 平和学習委員は、平和学習を行う支援員のサポート、保護者のお手伝い募集、割り振りをを行う。

6 施設見学委員は、施設見学を行う支援員のサポート、保護者のお手伝い募集、割り振

りを行う。

- 7 遠足委員は、各学年の遠足における支援員のサポート、保護者のお手伝い募集、割り振りを行う。お弁当など追加料金の集金及び集計
- 8 お楽しみ会委員は、お楽しみ会開催における指導員のサポート、保護者のお手伝い募集、割り振りを行う。
- 9 その他補助委員は、上記各委員の補助を行う。

(総会)

第6条 定期総会を年一回開き、会員の過半数の出席をもって（委任状を含む）成立し、出席者の過半数をもって決議する。また、役員会で必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。定期総会においては、以下のことについての報告および議決を行う。

- 1.前年度活動報告
- 2.前年度会計報告
- 3.当該年度活動案
- 4.当該年度予算案
- 5.役員承認
- 6.会計監査1名選出
- 7.その他報告もしくは議決の必要な事項

(会費)

第7条 会費は年会費2,000円とする。但し、支援員からは徴収しない。

- 2 途中入会の場合でも、入会月にかかわらず年会費全額を徴収する。
- 3 途中退会の場合、如何なる理由の場合も会費は返金しない。

(会計)

第8条 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 予算の執行は、総会で承認された活動計画、予算案に基づく。
- 3 当年度4月1日から総会での予算成立以前に出入金が必要となった場合には、役員会の責任において行う。
- 4 総会での承認を受けていない事項や、当初予算額を超えての支出が必要となった際には、金額の範囲に応じて、以下のとおり承認を必要とする。

2.0万円未満…役員会での承認

2.0万円以上…全会員の過半数の承認

(慶弔費)

第9条 会員の慶弔については、別表1「桃の木学童クラブ慶弔見舞金規定」の通りとする。

(細則)

第10条 本会の会則に明記ない事項は、全て総会の決定により行う。

(会則の変更)

第11条 本会の会則の変更は総会の決定を経なければ変更することができない。

付則 本会則は、令和6年4月1日より施行する。

別表1 【桃の木学童クラブ慶弔見舞金規定】

事由	区分	金額	備考
結婚・出産祝い	支援員	3,000円	
退職時の選別	支援員	3,000円	
死亡弔意金	本人	3,000円	児童・父母・支援員
	祖父母	3,000円	同居に限る
その他、特別な事情がある場合は協議して決定する。			